



PICTET

投資信託説明書(交付目論見書)  
2018.4.16



Arte

愛称 アルテ

ピクテ・ダイナミック・アロケーション・ファンド

追加型投信／内外／資産複合

委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

ピクテ投信投資顧問株式会社 金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第380号

【電話番号】0120-56-1805 (受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】

[www.pictet.co.jp](http://www.pictet.co.jp)

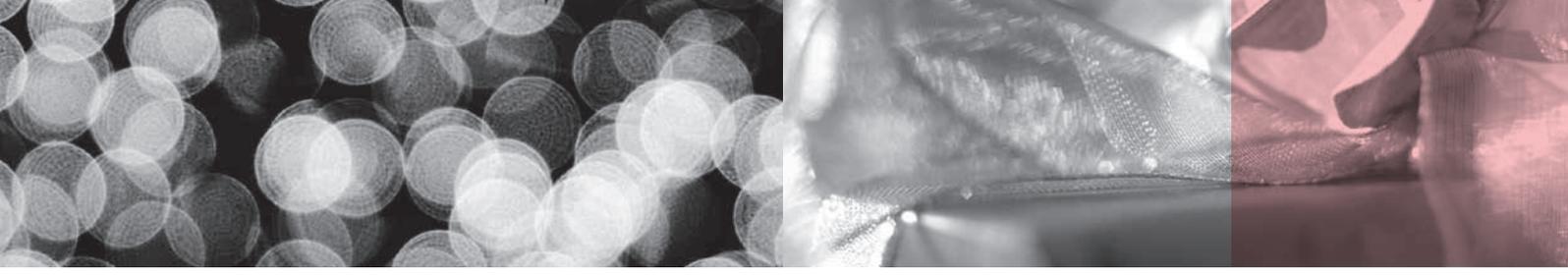
受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】

三井住友信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。

また、本書にはファンドの投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。



## 商品分類および属性区分

### 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内 外	資産複合

### 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 〔投資信託証券〕 (資産複合*)	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンド ・オブ ファンズ	あり (適時ヘッジ)

\*株式、債券、オルタナティブ資産およびデリバティブ等

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

- 本目論見書により行う「ピクテ・ダイナミック・アロケーション・ファンド」(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成30年3月30日に関東財務局長に提出しており、平成30年4月15日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は受託会社において信託法(平成18年法律第108号)に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。また、投資者が請求目論見書の交付を請求した場合には、投資者自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## 委託会社の情報

委託会社名	ピクテ投信投資顧問株式会社
設立年月日	昭和61年12月1日
資本金	2億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	1兆4,847億円 (平成30年2月末日現在)



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。

# ファンドの目的・特色

## 〔ファンドの目的〕

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、  
実質的に日本を含む世界の株式、債券および  
金やREIT等のオルタナティブ資産等への投資ならびに  
デリバティブ取引を行うことにより  
信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

## 〔ファンドの特色〕

### Point 1

相対的に価格変動リスクを抑えながら  
長期的に株式と同程度のリターンを目指します

### Point 2

魅力的な資産を厳選し分散投資します

### Point 3

市場環境に応じて  
資産配分をダイナミックに変更します

# ファンドの目的・特色

## ファンドの特色

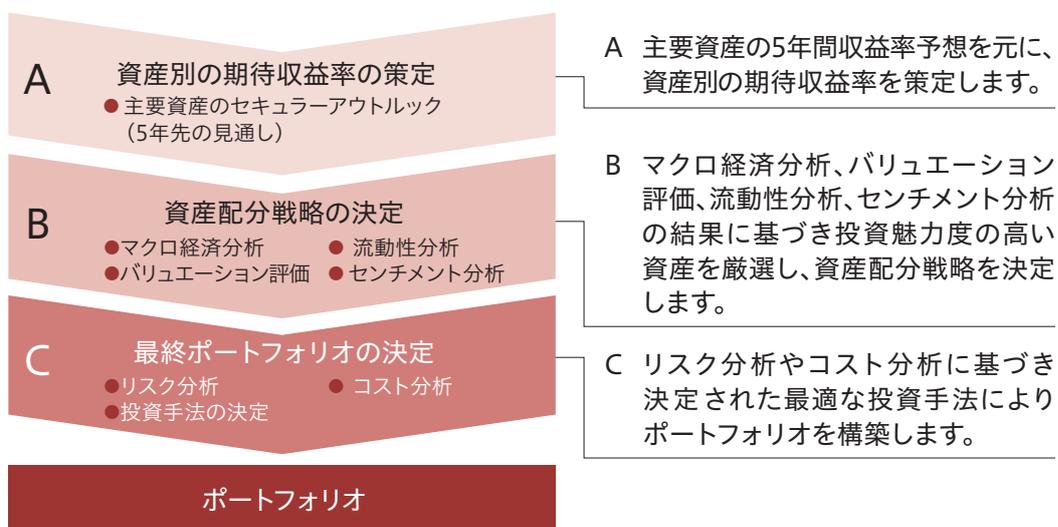
**Point 1** 相対的に価格変動リスクを抑えながら長期的に株式と同程度のリターンを目指します

- 「長期的に株式と同程度のリターン」とは、短期金利+4%<sup>注</sup>とピクテでは考えます。  
注 上記リターンの獲得が実現することを示唆、保証するものではありません。  
また今後変更される場合があります。

**Point 2** 魅力的な資産を厳選し分散投資します

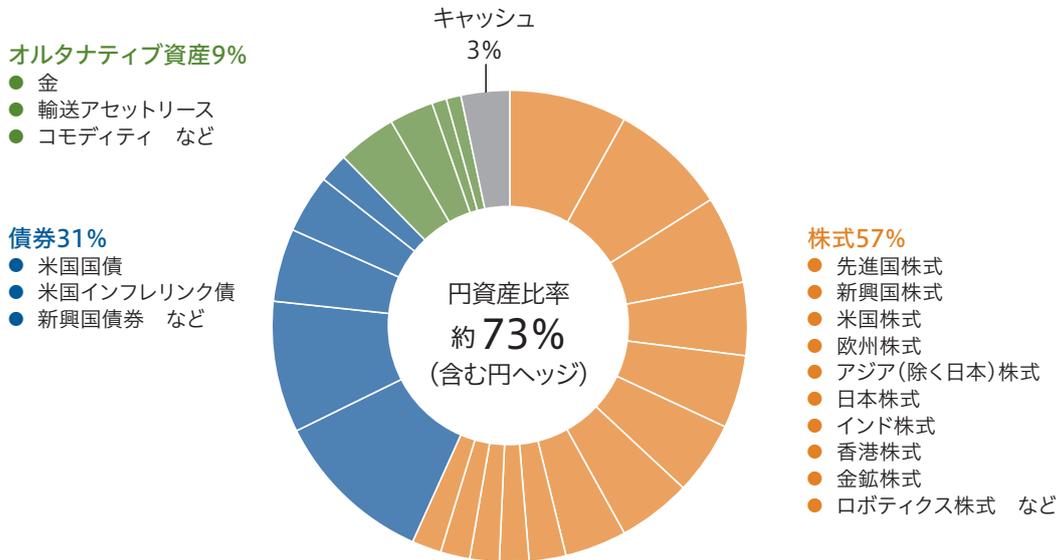
- 投資信託証券への投資を通じて、主に日本を含む世界の株式、債券および金やREIT等のオルタナティブ資産等への投資ならびにデリバティブ取引を行います。
- 長期的な成長が期待できる資産を投資対象候補として選定し、投資魅力度の高い資産に分散投資します。

### 主要投資対象ファンドにおける運用プロセス



※上記の運用プロセスは、今後変更される場合があります。

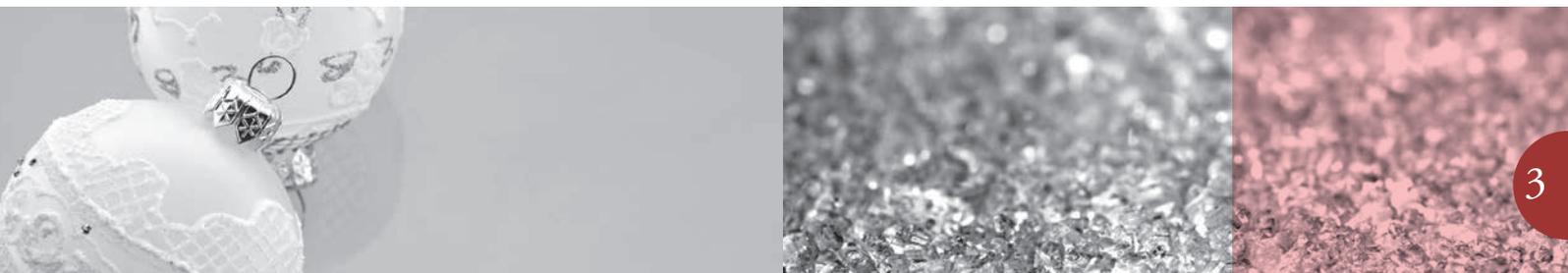
<ご参考>モデル・ポートフォリオ



(注)上記のモデル・ポートフォリオは平成30年2月末日現在のものであり、運用開始後の実際のポートフォリオは市場環境等により資産配分を変更するため、上記と異なる場合があります。

## Point 3 市場環境に応じて資産配分をダイナミックに変更します

- 市場の転換局面でダイナミックに資産配分を変更し、価格変動リスクを抑えながらリターンを追求します。特にリスクが高まる局面では株式を中心にダイナミックに配分を変更し、下落リスクを抑えることを目指します。
- 為替ヘッジを行うことにより、為替リスクの低減を図ることがあります。



## 収益分配方針

- 毎年2月、8月の各15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
  - 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
  - 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

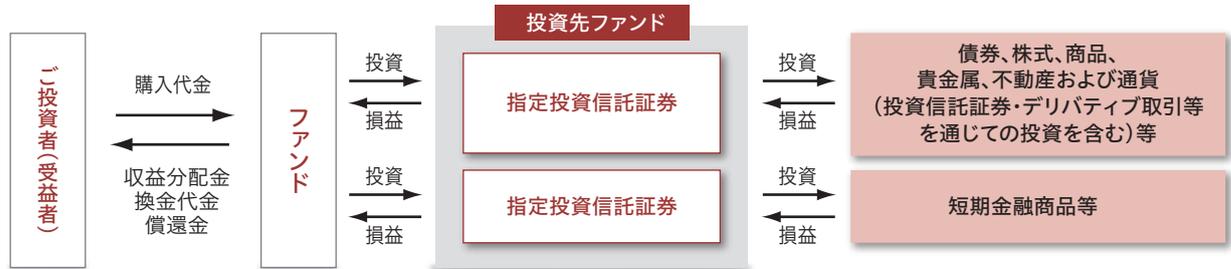
※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

### 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## ファンドの仕組み

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。ファンドでは、指定投資信託証券として後記に掲げる各投資信託を主要投資対象とします。
- 指定投資信託証券は、主に債券(短期金融商品を含む)、株式、商品、貴金属、不動産および通貨等に投資(投資信託証券(ショートポジションを保有するものを含みます。))およびデリバティブ取引等を通じて投資するものならびに為替ヘッジを行うものを含みます。)を行う投資信託の受益証券ならびに短期金融商品等に投資を行い円建てでの高水準の元本の安定性の確保を目指し運用される投資信託の投資証券とします。なお、指定投資信託証券は前記の選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。平成30年3月30日現在の各指定投資信託証券の概要につきましては、後記をご覧ください。なお当該概要は今後変更となる場合があります。



資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

## 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## 指定投資信託証券の概要

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - ダイナミック・アロケーション・ファンド  
クラスP 受益証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国投資信託／円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債券(短期金融商品を含む)、株式、商品、貴金属、不動産、通貨等に投資します。</li> <li>・ 上記の資産に直接投資または当該資産に投資する投資信託や当該資産を原資産とするデリバティブ取引等を通じて投資します。</li> <li>・ 各資産の配分比率を変更しますが、特定の資産への配分比率が高くなる場合があります。</li> <li>・ 投資対象とする国や地域、経済活動分野、通貨は限定されませんが、市場環境によっては特定の国や経済活動分野、通貨に集中することがあります。</li> </ul>

※本書において上記ファンドを「PGSFダイナミック・アロケーション・ファンド」という場合があります。

ピクテ・ショートターム・マネー・マーケットJPY  
クラスI 投資証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国投資法人／円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円建てでの高水準の元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とします。</li> <li>・ 短期金融商品等に投資します。</li> <li>・ 投資する証券の発行体の信用格付は、A2/P2以上とします。</li> </ul>

※本書において上記ファンドを「ショートタームMMF JPY」という場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

- ファンドの基準価額は、実質的に組入れている有価証券等の価格変動により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

## 価格変動リスク・信用リスク

- ファンドは、実質的に株式を投資対象としますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
- ファンドは、実質的に債券等(ローンを含みます。)を投資対象としますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている債券等の価格変動の影響を受けます。一般的に金利が低下した場合には、債券の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落する傾向があります。
- ファンドは、実質的にデリバティブ取引を行うことがありますので、この場合、ファンドの基準価額は当該デリバティブ取引の価格変動の影響を受けます。
- ファンドは、実質的に不動産やコモディティ(商品)を投資対象とする投資信託証券を組入れることがありますので、この場合、ファンドの基準価額は実質的に組入れているこれらの価格変動の影響を受けます。
- 実質組入投資信託において売建て(ショート)を行うことがあります。当該売建て資産の価格が上昇した場合は基準価額が下落する要因となります。また、投資戦略の意図に反して、買建て(ロング)資産の価格が下落する一方で、売建て資産の価格が上昇した場合は、想定以上の損失が生じ基準価額が下落することが考えられます。
- 有価証券の発行体や債務者の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)場合、または債務不履行に陥ると予想される場合には当該有価証券等の価格が下落することがあります。

## 為替に関するリスク・留意点

- 実質組入外貨建資産について、為替ヘッジを行わない場合には、係る外貨建資産は為替変動の影響を受け、円高局面は基準価額の下落要因となります。
- また、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差等のヘッジコストがかかることにご留意ください。

## カントリーリスク

- ファンドが実質的な投資対象地域の一つとする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
- 実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落することや運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。その他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

## 取引先リスク

- ファンドは、実質的にデリバティブ取引を行うがありますが、店頭デリバティブ取引を行う場合には、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。

## 流動性リスク

- 市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。市場規模や取引量が小さい資産については流動性リスクが高まりやすくなります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスクの管理体制

- 運用リスクのモニタリングおよび法令諸規則等の遵守状況のモニタリングは運用部門から独立した部署が行います。
- モニタリングの結果は上記部署から定期的に投資管理・コンプライアンス関連委員会へ報告され、必要に応じ、運用部署その他関連部署へ改善の指示または提案等を行うことにより、適切な運用リスクの管理を行います。

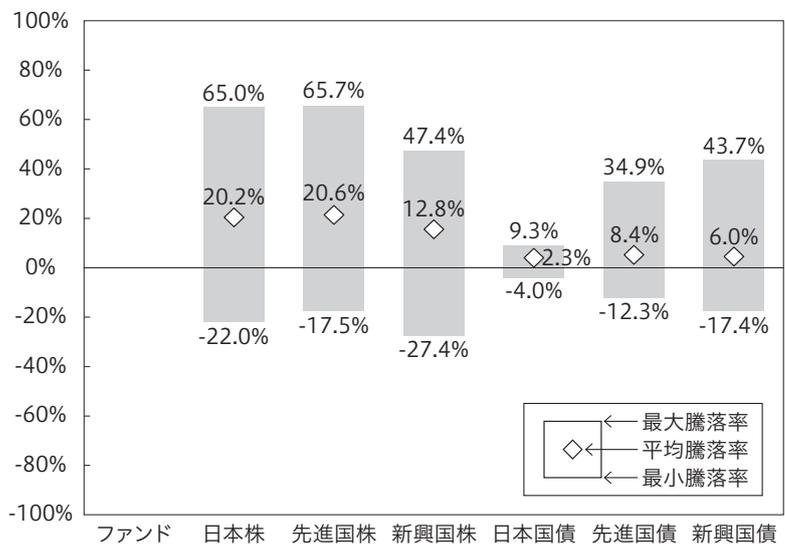
※リスクの管理体制は、平成30年2月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

## 参考情報

### ファンドの年間騰落率 および基準価額の推移

ファンドの運用は2018年4月27日より開始する予定であり、該当事項はありません。

### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較※ (2013年3月～2018年2月)



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ファンドの騰落率については運用開始前のため該当事項はありません。なお、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※2013年3月～2018年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を代表的な資産クラスについて表示したものです。各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

<各資産クラスの指数>

- 日本株 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
  - 先進国株 MSCIコクサイ指数 (税引前配当込み、円換算)
  - 新興国株 MSCIエマージング・マーケット指数 (税引前配当込み、円換算)
  - 日本国債 NOMURA-BPI国債
  - 先進国債 FTSE世界国債指数 (除く日本、円換算)
  - 新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド (円換算)
- (海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。)

### —— 上記各指数について ——

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) : 東証株価指数 (TOPIX) は、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とし、浮動株ベースの時価総額加重型で算出された指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所 (以下「東証」といいます。) に帰属します。東証は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東証は同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- MSCIコクサイ指数 (税引前配当込み) : MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他の知的財産権はすべてMSCI Inc. に帰属します。 ■MSCIエマージング・マーケット指数 (税引前配当込み) : MSCIエマージング・マーケット指数は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他の知的財産権はすべてMSCI Inc. に帰属します。 ■NOMURA-BPI国債 : NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。 ■FTSE世界国債指数 (除く日本) : FTSE世界国債指数 (除く日本) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 ■JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド : JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

# 運用実績

ファンドの運用は平成30年4月27日より開始する予定であり、該当事項はありません。

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

## 分配の推移

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## 年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにはベンチマークはありません。

最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める1口の整数倍の単位とします。 (販売会社へのお申込みにあたっては1円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	継続申込期間においては、原則として午後3時までとします。 (販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。)
購入の申込期間	当初申込期間：平成30年4月16日から平成30年4月26日までとします。 継続申込期間：平成30年4月27日から平成31年5月15日までとします。 (継続申込期間は上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
購入・換金の申込不可日	以下のいずれかに該当する日においては、購入(継続申込期間中)・換金のお申込みはできません。 ・ルクセンブルグ、ロンドンまたはニューヨークの銀行の休業日 ・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取消すことがあります。
信託期間	平成30年4月27日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回るようになった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎年2月、8月の各15日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	1兆円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

# ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<b>2.16%</b> (税抜2.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください) 購入時手数料は、投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社に支払う手数料です。
信託財産留保額	ありません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年 <b>1.26144%</b> (税抜1.168%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。 [運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)および役務の内容]		
	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.45%	年率0.7%	年率0.018%
	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
投資対象とする 投資信託証券	PGSFダイナミック・アロケーション・ファンド		純資産総額の年率0.47%
	ショートタームMMF JPY		純資産総額の年率0.3%(上限)
	(上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。)		
実質的な負担	概算で最大年率 <b>1.73144%</b> (税抜1.638%)程度 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。) ただし、投資対象ファンドにおいて投資信託証券を組入れることがあり、その場合には当該投資信託証券でも管理報酬その他の報酬が課されるため、実質的な信託報酬率は上記の概算値を上回ることがあります。		
その他の費用・手数料	信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 <b>0.054%</b> (税抜0.05%)相当を上限とした額)が毎日計上されます。当該諸費用は、監査法人に支払うファンドの財務諸表の監査に係る費用、目論見書、運用報告書等法定の開示書類の作成等に要する費用等です。 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)が、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。		

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して <b>20.315%</b>
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して <b>20.315%</b>

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、平成30年2月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。